佐賀県ギャンブル等依存症対策推進計画

令和４年３月

佐賀県

≪　目　次　≫

第１章　基本的事項
　１　計画策定の趣旨　・・・・　１
　２　計画の位置づけ
　３　計画の期間
　４　ギャンブル等依存症の定義　・・・・　２

第２章　現状および取組
　１　ギャンブル等の現状　・・・・　３
　　（１）施設の現状
　　（２）公営ギャンブルの売り上げ・入場者数　・・・・　４
　　（３）遊技場店舗数及び遊技機設置台数　・・・・　５
　２　ギャンブル等依存症に関する現状　・・・・　６
　　（１）ギャンブル等依存症が疑われる者の状況
　　（２）ギャンブル等依存症患者の受療状況
　　（３）ギャンブル等依存症に関する相談状況　・・・・　７
　　（４）治療・相談拠点機関の状況　・・・・　８
　　（５）自助グループ等の状況
　３　これまでの県の取組　・・・・　９

第３章　基本的な考え方　・・・・　10
　１　基本理念
　２　基本的な方向性

第４章　基本的施策　・・・・　11
　１　発症予防　・・・・　12
　　（１）教育の推進
　　（２）普及啓発・情報提供
　　（３）不適切な誘引の防止　・・・・　13
　２　早期発見・進行予防　・・・・　14
　　（１）相談体制の強化
　　（２）医療提供体制の充実　・・・・　15
　３　再発予防・回復支援
　　（１）回復・社会復帰支援

（２） 自助グループ等民間団体の活動に対する支援　・・・・　16
４　基盤整備
５　その他
（１） ギャンブル等依存症により引き起こされる社会問題への取組
（２） 違法ギャンブルの取り締まり強化　・・・・　17

第５章　推進体制等　・・・・　18

【参考資料】

１　ギャンブル等依存症の診断基準
２　ギャンブル依存症簡易スクリーニングテスト（SOGS）
３　令和4年度以降の新学習指導要領
４　自己申告・家族申告プログラム
５　相談窓口一覧
６　自助グループ等一覧
７　リハビリ施設
８　佐賀県ギャンブル等依存症推進計画策定委員会設置要綱

第１章　基本的事項

１　計画の趣旨

公営競技やぱちんこをはじめとするギャンブル等については、多くの人が健全に楽しんでいます。その一方でこれらのギャンブル等にのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を招く場合があります。

ギャンブル等依存症は、適切な支援や治療を受けることにより回復が十分可能であるにもかかわらず、正しい知識の不足から早期発見・早期治療につながっていない状況があることや、相談・治療・回復支援の連携が十分とは言えないため、ギャンブル等依存症の本人やその家族等が必要な支援や治療を受けられていない状況もあります。

そのような中、国において平成３０年（２０１８年）１０月に「ギャンブル等依存症対策基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成３１年（２０１９年）４月に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定しました。

基本法では都道府県は「ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。」と定められており県では国の基本計画を踏まえ、本計画を策定することとしました。

２　計画の位置づけ

本計画は、基本法第１３条第2項に基づき、本県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進を図るために策定するものであり、本県が取り組む基本的な計画として位置付けます。

計画策定にあたっては、「佐賀県保健医療計画」、「佐賀県アルコール健康障害対策推進計画」、「佐賀県自殺対策推進計画」等、関連する県の計画における施策との整合性を図っています。

３　計画期間

令和4年度から令和6年度までの3年間とします。

４　ギャンブル等依存症の定義

（１）法的定義

基本法では、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活

に支障が生じている状態」とされています。

（２）医学的定義

現在、国内の医療機関等で汎用されている精神科診断基準にはICD及びDSMがあり、ギャンブル等依存症はこれらの基準に基づいて診断されています。ICD-10での分類では、「病的賭博」（※１）に、DSM－５での分類では「ギャンブル障害」（※２）に位置付けられています。

（３）本計画におけるギャンブル等依存症

本計画では法的定義に準じ、医学的定義における「病的賭博」、「ギャンブル障害」の状態にある者も含め、「ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活または社会生活に支障が生じている者」をギャンブル等依存症と定義します。

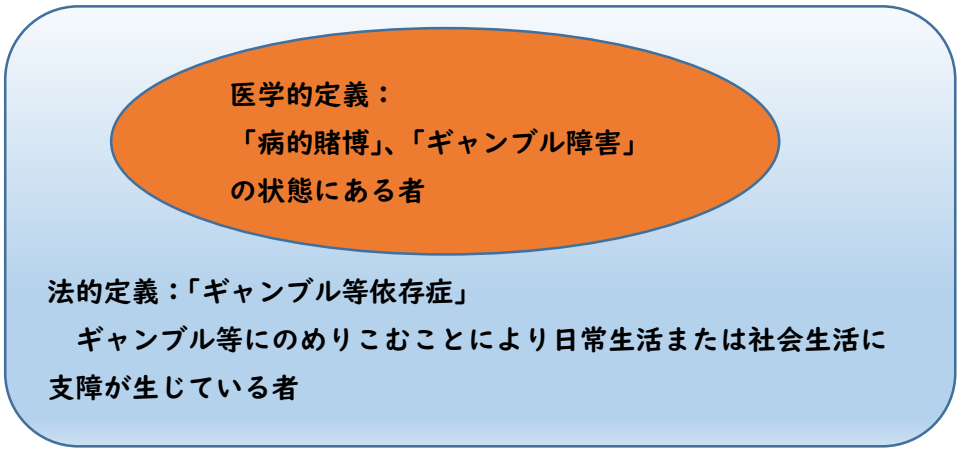

第２章　現状および取組

１　ギャンブル等の現状

（１） 施設の現状

県内には競馬、競輪、モーターボート競走の３か所の公営競技場と場外発売所が９か所あります（表１）。また、公営競技は電話やインターネットで全国どこからでも投票券の購入ができます。

県内の遊技場（ぱちんこ・パチスロ）店舗数は 62 店舗です（2020 年 12 月末現在）。

表１　佐賀県にある公営競技場等

	名称	公営競技種目
競技場	さがけいば	競馬
	たけお競輪	競輪
	ボートレース唐津	モーターボート競走
場外発売所	J-PLACE 鳥栖	中央競馬
	トゥルー佐賀	地方競馬
	トゥルー鳥栖	地方競馬
	サテライト武雄	競輪
	ボートピア三日月	モーターボート競走
	ボートピアみやき	モーターボート競走
	ボートレースチケットショップ鹿島	モーターボート競走
	ボートレースチケットショップ唐津ミニット	モーターボート競走
	オラレ呼子	モーターボート競走

表２　佐賀県にある遊技場（ぱちんこ・パチスロ）店舗数（2020 年 12 月末現在）

遊技場店舗数	６２店舗

【全日本遊技事業共同組合連合会ホームページより】

（２） 公営ギャンブルの売り上げ・入場者数

県内の公営ギャンブルは競馬・競輪・モーターボート競走とも入場者数は減少傾向にあります。特に令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響で無観客開催が行われたことが減少の理由の一つとされています。

一方ですべての競走・競技で売り上げは増加しています。その要因として電話・インターネット投票利用の増加や顧客層・利用機会の拡大のための活動の効果が考えられています。

図１　さがけいば売り上げ・入場者数の推移

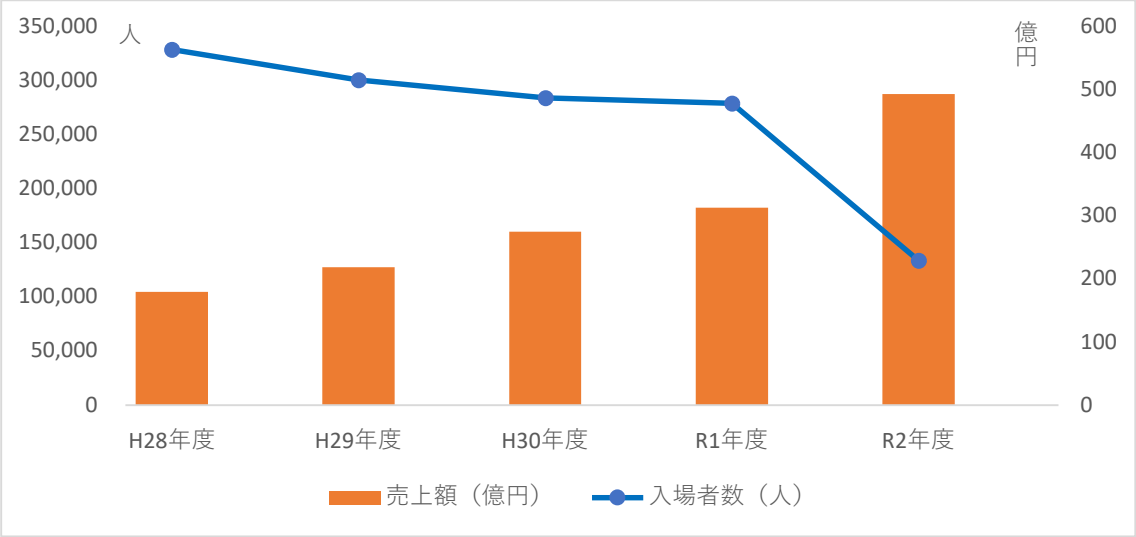

【地方競馬情報サイトホームページ資料より障害福祉課作成】

図２　たけお競輪売り上げ・入場者数の推移

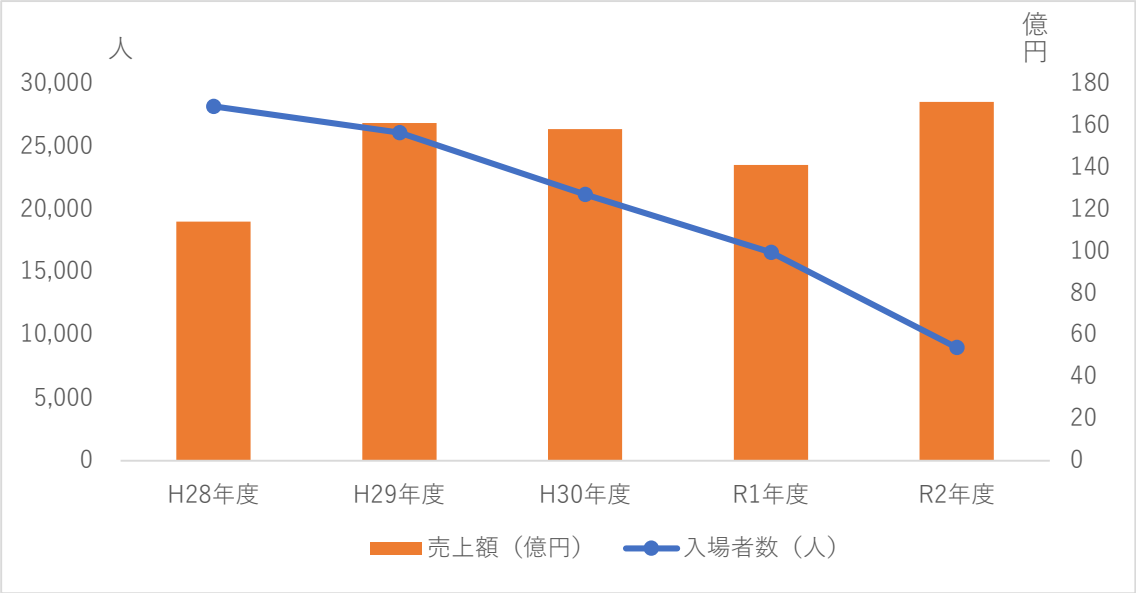

【武雄市営業部競輪事務所より資料提供】

図３　ボートレース唐津売り上げ・入場者数の推移

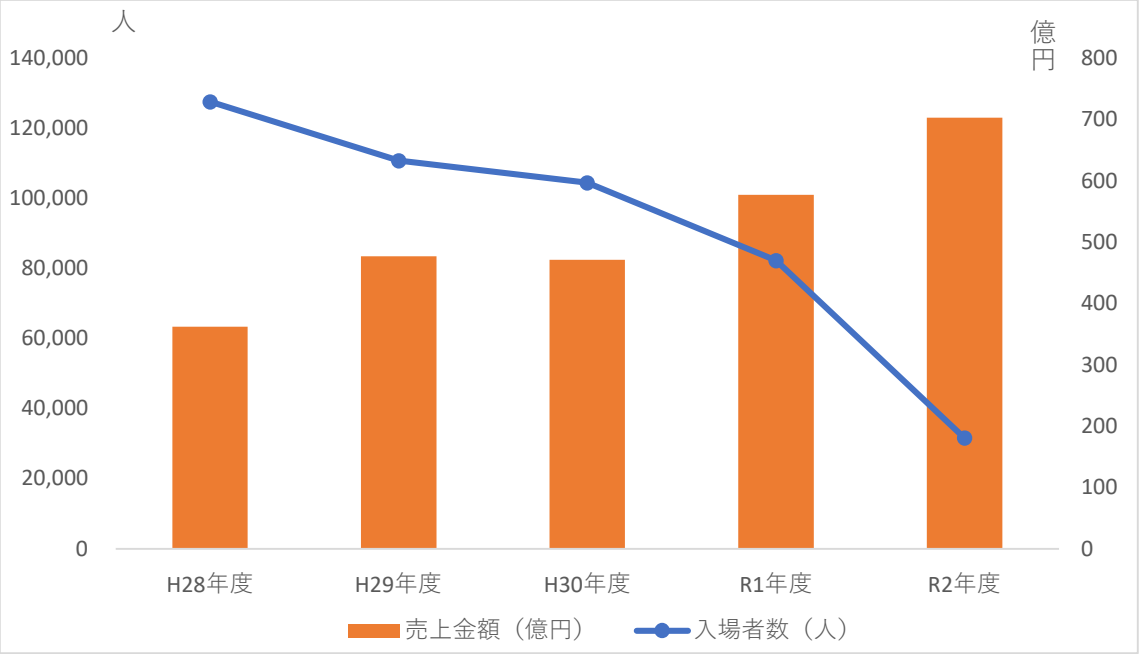

【唐津ボートレース企業局より資料提供】

（３） 遊技場店舗数及び遊技機設置台数

県内の遊技場店舗数および遊技機設置台数はともに減少傾向にあり、令和２年１２月末では６２店舗となっています。全国的にみても本県同様減少傾向にあります。

図４　県内の遊技場店舗数及び遊技機設置台数

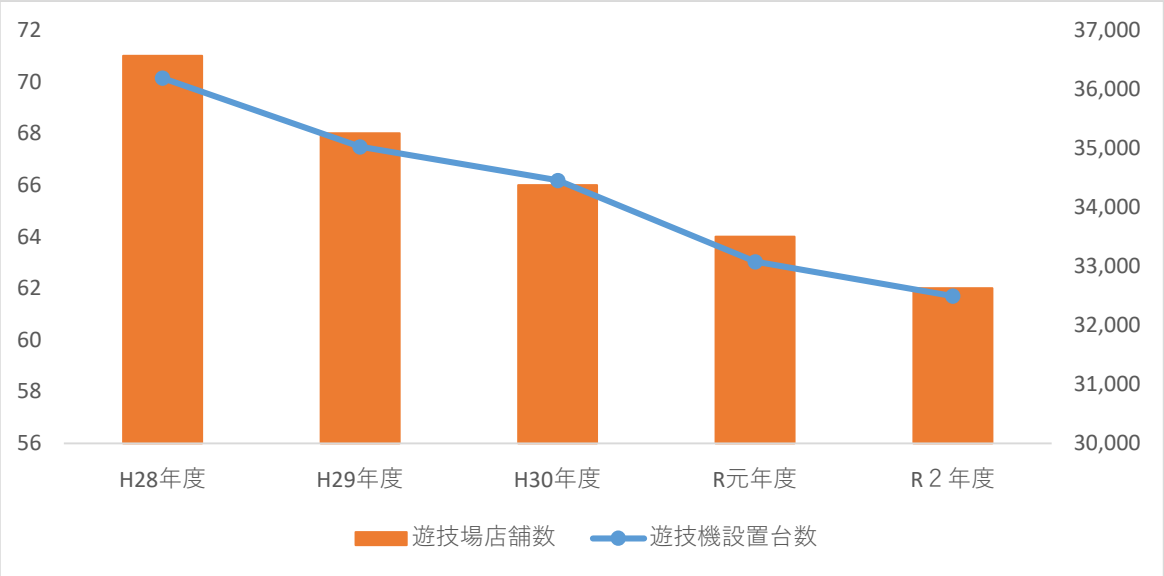

【全日本遊技事業協同組合ホームページより】

２　ギャンブル等依存症に関する現状

（１）ギャンブル等依存症が疑われる者の状況

平成 29 年に国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が実施した「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査」（全国調査結果の中間とりまとめ）によると、「過去１年以内にギャンブル等依存症が疑われる者」の割合は成人の 0.8%、「生涯でギャンブル等依存症が疑われる者」の割合は成人の 3.6%とされています。

これを本県の成人人口（20 歳以上）664,045 人（令和２年国勢調査より算出）から換算すると、「過去１年以内にギャンブル等依存症が疑われる者」が約 5,312 人、「生涯でギャンブル等依存症が疑われる者」の数は約 23,905 人と推測されます。

表３　平成 29 年度全国調査の概要（SOGS（※１）に関する調査）

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2">平成 29 年度　全国調査</td><td colspan="2">（参考）</td></tr>
<tr><td colspan="2">佐賀県の推計値</td></tr>
<tr><td>研究実施主体</td><td colspan="2">日本医療研究開発機構（AMED）
久里浜医療センターに委託して実施</td><td colspan="2" rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>調査方法</td><td colspan="2">面接調査</td></tr>
<tr><td>対象者の選択方法</td><td colspan="2">全国の住民基本台帳により無作為に抽出</td></tr>
<tr><td>調査対象者</td><td colspan="2">10,000 名</td></tr>
<tr><td>回答数</td><td colspan="2">4,685 名（回答率 46.9%）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ギャンブル等依存症が疑われる者（SOGS 5 点以上、過去１年以内）</td><td colspan="2">推計値　成人の 0.8%</td><td colspan="2">約 5,312 人</td></tr>
<tr><td>男性</td><td>女性</td><td>男性</td><td>女性</td></tr>
<tr><td>1.5%</td><td>0.1%</td><td>約 4,634 人</td><td>約 355 人</td></tr>
<tr><td>ギャンブル等依存症が疑われる者（SOGS 5 点以上、生涯）</td><td colspan="2">推計値　成人の 3.6%</td><td colspan="2">約 23,905 人</td></tr>
</table>

（※３）SOGS（The South Oaks Gambling Screen）は、世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテストである。
12 項目（20 点満点）の質問中、その解答から算出した点数が５点以上の場合にギャンブル等依存の疑いありとされる。

国内のギャンブル等依存に関する疫学調査
（久里浜医療センター　平成 29 年９月 29 日）より一部改正

（２）ギャンブル等依存症患者の受療状況

国立研究開発法人国立精神神経医療研究センター（精神保健研究所精神医療政策研

究部）が実施した精神保健福祉資料によると、平成 29 年度に「ギャンブル等依存症」として、１回以上精神科を受診した者（以下「外来患者」という）は全国で 3,499 人、「ギャンブル等依存症」を理由に入院した患者数（以下「入院患者」という）は 280 人、本県においては外来患者が 34 人、入院患者が０－９人でした。平成 27～29 年度の推移をみると、全国、佐賀県ともに外来患者数は増加傾向にあります。

しかし、「ギャンブル依存症が疑われる者」の推計値と比較すると、精神科に受診している者の数は少なく、多くの人が治療を受けていないことが推測されます。

表４　ギャンブル等依存症患者数の推移

	全　国 外来患者数（入院患者数）	佐賀県 外来患者数（入院患者数）
平成 27 年度	2,652（243）	20（0－9）
平成 28 年度	2,929（261）	25（0－9）
平成 29 年度	3,449（280）	34（0－9）

※外来：１回以上、精神科を受診した者の数
※入院：依存症を理由に精神病床に入院している者の数
※少ない数値の表示：患者数が０～９人の場合は特定数の表示が不可

精神保健福祉資料より作成

（３）ギャンブル等依存症に関する相談状況

・精神保健福祉センター

精神保健福祉センターで平成 28 年度～令和２年度までに受けた相談の状況は図５のとおりで、来所・電話等の相談の合計件数は近年増加傾向にあります。

図５　精神保健福祉センターにおける相談件数推移

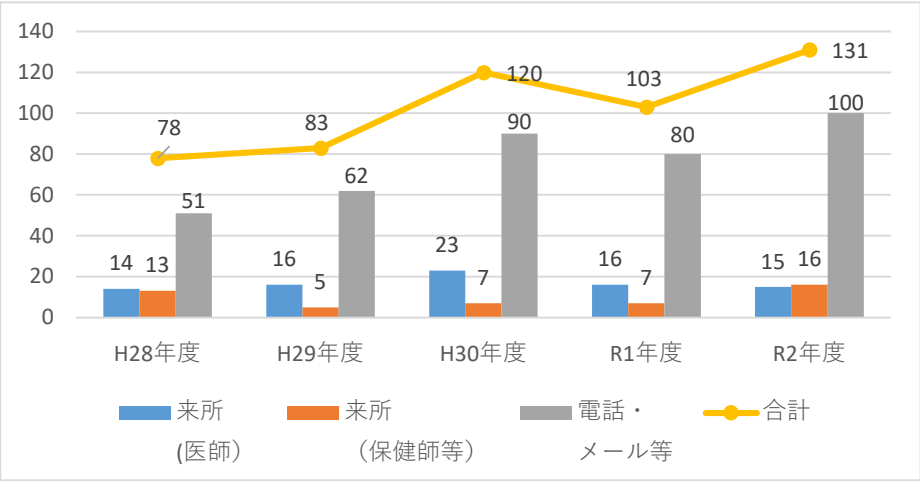

障害福祉課調べ

・独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター（県が委託）

平成 27 年４月より相談窓口「依存症相談室」を開設しています。当事者・家族の相談に心理士が対応しています。

表５　依存症相談窓口

年　度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
相談件数	1	3	10	9	4

障害福祉課調べ

・保健福祉事務所・市町

表６　県内の保健福祉事務所・市町においても相談に対応しています。

年　度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
保健福祉事務所	0	5	0	0	28
市町	1	5	5	3	4

地域保健事業報告をもとに障害福祉課作成

相談件数：来所・訪問・電話・メールによる延件数

（４）治療・相談拠点機関の状況

厚生労働省の要綱及び通知に基づき、平成 30 年３月に「佐賀県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要項」を定め、申請により下記の機関をギャンブル依存症の治療・相談拠点機関に選定しています。

・治療拠点機関（1 施設）：独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター

・相談拠点機関（２施設）：独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター

佐賀県精神保健福祉センター

（５）自助グループ等の状況

ギャンブル等依存症に関する自助グループとして、県内には GA やギャマノン等があり、県内各地でミーティングが行われています。

＜ギャンブル等依存からの回復を目指す人が集まる自助グループ＞

・GA（Gamblers Anonymous）

＜ギャンブル問題の影響を受けた家族・友人のための自助グループ＞

・GAM-ANON（ギャマノン）

・全国ギャンブル依存症家族の会　佐賀

＜リハビリ施設＞

・一般社団法人６５６　COBYPLAN

３　これまでの県の取組

本県においては、これまでギャンブル等依存症対策として、家族・当事者への相談対応、家族教室の実施、依存症自助グループ支援、一般および関係者向けの研修会の開催、依存症専門医療機関・治療拠点機関の選定等を行ってきました。また、精神保健福祉センターにおいて自助グループと共催でアディクションフォーラム（依存症フォーラム）を開催し、普及啓発を行っています。

一方でギャンブル等依存症が疑われる者の推計人数の約 5,300 人に対して、精神科病院に入院した患者は１桁、１回以上医療機関を受診した外来患者数は 34 人（平成 29 年度）となっています。

また、ギャンブル等依存症に関する相談件数は 167 件（県委託・精神保健福祉センター・保健福祉事務所・市町における令和２年度相談総件数）となっています。

これは、依存症が「否認の病」と言われるように本人が自分の置かれている状況や問題を認めないことに加え、アルコールや薬物とは異なり身体症状が現れないことから本人や周囲の人が依存症であるという認識を持ちにくいことが一つの要因と推測されます。

また、ギャンブル等依存症やその支援機関に関する知識の啓発が十分とは言えないことや相談できる医療機関が限られていることから治療や相談支援につながりにくくなっていることが考えられます。

第３章　　基本的な考え方

１　基本理念

基本法第３条の基本理念に則り、佐賀県の実情などを踏まえ、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を実施するとともに、ギャンブル等依存症を有する者、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援します。

また、ギャンブル等依存症により関連して生ずる多重債務、暴力、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮を行います。

同時に、アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携を図ります。

２　基本的な方向性

（１）正しい知識の普及及び関係機関の依存症対策の体制整備

ギャンブル等依存症が「誰もがなり得る」状態であり、適切な支援や治療により「回復できる」ことを周知します。また、ギャンブル等依存症に関連して生じる問題等についても本人・家族を切れ目なく支援ができるよう体制整備を行います。

（２）誰もが相談できる場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり

精神保健福祉センターや保健福祉事務所が中心となり、ギャンブル等依存症の相談支援の場所を確保し、市町等を含めた幅広い関係機関や、自助グループ及び民間団体の連携により、適切な指導、相談、社会復帰の支援につなげる体制づくりを行います。

（３）医療体制の整備と連携の促進

ギャンブル等依存症の適切な治療を地域で受けられるよう専門医療機関の整備を行うとともに、治療拠点機関との連携を推進します。またギャンブル等依存症者への早期介入、継続支援のために医療機関と相談機関や関係機関との連携を進めます。

（４）ギャンブル等依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

ギャンブル等依存症者の回復、社会復帰が円滑に進むよう、社会全体でギャンブル等依存症並びにその回復及び社会復帰について、理解を促進します。

第４章　　基本的施策

ギャンブル等依存症対策の推進にあたり、ギャンブル等依存症の「発症予防」、ギャンブル等依存症関連の問題がある人の「早期発見・進行予防」、ギャンブル等依存症の本人及び家族等が安心して日常生活を送れるよう回復支援を行う「再発予防」の各期に応じた施策に加え、「基盤整備」・「その他」の施策によって、ギャンブル問題のどの段階においても、適切な支援が受けられるような体制を整えます。

施策体系図（ギャンブル問題の状況に応じた施策のイメージ図）

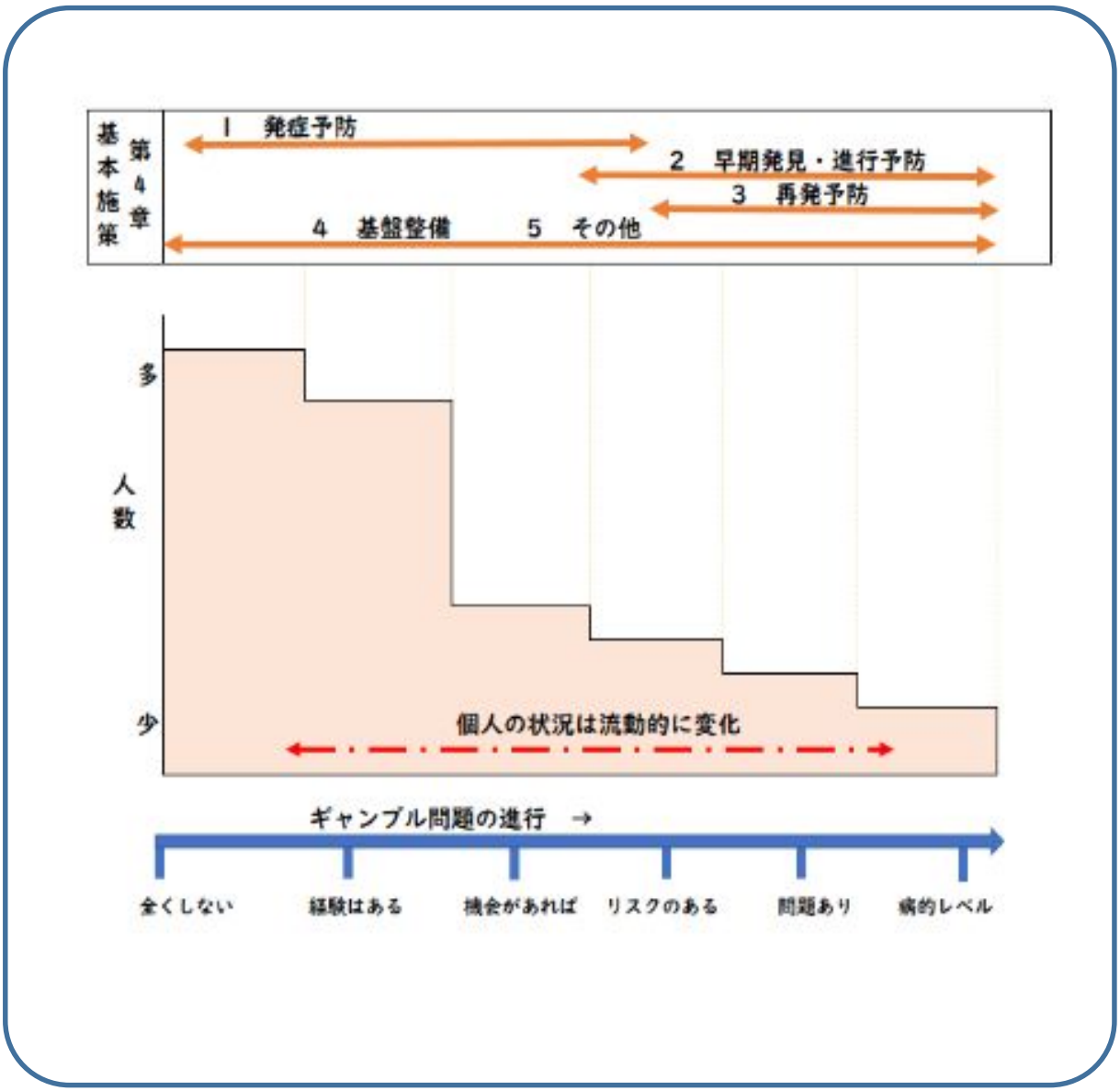

Ⅰ　発症予防

（Ⅰ） 教育の推進

① 若年者に対する依存症への理解の促進

中学・高等学校や大学等と連携し、生徒、学生に対するリーフレットの配布やSNSによる発信を利用しギャンブル等依存症についての情報提供に努めます。

② 学校教育における取組

・高等学校保健体育科の取組

学習指導要領に基づき、保健体育科においてギャンブル等依存症を含めた依存症について指導し（※４）、精神疾患教育の推進を図ります。

担当教諭等に対し、各種研修会等で高等学校学習指導要領の趣旨を周知し、高等学校におけるギャンブル等依存症に関する指導の充実を図ります。

・消費者教育の取組

学習指導要領に基づき、小・中・高等学校の社会科、公民科、家庭科などの教科を中心に、児童生徒の発達段階を踏まえ、計画的な金銭管理やクレジットカードの適正な利用を含む消費者教育の充実を図ります。

③ 大学や専門学校との連携

大学や専門学校との連携し、学生を対象としたオリエンテーションや講義などの機会を通じて、ギャンブル等への過剰な参加によるリスクや日常生活に与える影響についての知識の浸透を図ります。

（２） 普及啓発・情報提供

① ギャンブル等依存症の正しい知識の啓発や相談窓口の周知

ギャンブル等依存症に関するパンフレットや相談窓口のチラシ等をギャンブル等依存症問題啓発週間（毎年５月 14～20 日）などあらゆる機会を通じ、配布するなどして正しい知識の普及や相談窓口の周知を図ります。

公営競技やぱちんこなどの関係事業者及びギャンブルに関連して生じる多重債務、貧困、暴力、虐待、自殺、犯罪等の相談機関や市町、民生委員等の地域の支援者と連携を図り、ギャンブル等依存症に関するポスター、パンフレット等による知識の普及や相談窓口の周知を図ります。

GA やギャマノンなどの自助グループと連携し、本人や家族の体験談や講演、活動の紹介を行うなど、効果的な普及啓発に取り組みます。

② 関係事業所における取組

・佐賀県競馬組合における取組

「地方競馬におけるギャンブル等依存症対策実施規程」に基づき広告および宣伝活動を行うにあたり、ギャンブル等依存症の予防に留意して実施します。

ギャンブル等依存症問題啓発週間に係る施策を実施します。

・武雄市営業部競輪事務所における取組

パンフレット・場内サイネージ等により普及啓発活動を行います。

・唐津市ボートレース企業局における取組

舟券発払機への予防ステッカーの設置、パンフレット設置、ポスター掲示等により普及啓発活動を行います。

・佐賀県遊技業協同組合における取組

要綱・ガイドラインに基づき、広告活動においては共通標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」を活用し、ギャンブル等依存症への注意喚起のための啓発を行います。

（３） 不適切な誘引の防止

① 公営ギャンブル事業所における取組

未成年者への投票券購入を防止するためにホームページや掲示物での注意喚起の徹底を行います。

② 佐賀県遊技業協同組合における取組

18歳未満の者を客として立ち入らせないため、店舗での注意喚起の徹底や18歳未満の可能性がある者に対し、身分証明書等の年齢確認書類による確認を実施します。

③ 佐賀県警察本部における取組

風営適正化法に基づく立入り調査等を徹底するとともに行政指導を強化します。

（４） ATMの撤去等について

・佐賀県遊技場協同組合における取組

ATM及びデビットカードシステムの撤去等を検討し、その取り組みを推進します。

２　早期発見・進行予防

（Ｉ） 相談体制の強化

① 相談支援体制の整備

・県における取組

県では、独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター、佐賀県精神保健福祉センターを相談拠点として指定し、各相談窓口との連携をすすめることにより相談支援体制の整備を図ります。

地域の精神相談の窓口である保健福祉事務所や市町等と連携し、ギャンブル等依存症（疑いを含む）の本人や家族が身近な地域でも相談支援を受けられる体制づくりを進めます。

多重債務、貧困、暴力、虐待、自殺、犯罪等の相談機関において、相談の背景にギャンブル等依存症が疑われる場合には、ほかの相談機関や自助グループ等の適切な支援や治療につなげることができるよう連携を進めます。

佐賀県精神保健福祉センターでは引き続きギャンブル等依存症の本人や家族からの相談に対応します。また、家族教室を開催し、本人・家族の回復を支援します。

医療機関や他の相談機関、GAやギャマノン等の自助グループ等と連携し、ギャンブル等依存症の本人や家族に対して適切な支援ができるように努めます。

ギャンブル等依存症が自殺の危険因子の一つであることから、その背景にある社会的・経済的要因の視点も踏まえ、関係機関と連携し、自殺対策を推進します。

・公営ギャンブル事業所における取組

職員のギャンブル等依存症に関する知識の習得および理解の促進を図るため、必要に応じ、研修を実施します。

相談窓口の開設、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターの紹介を行います。

本人又は家族が入場制限やインターネットによる投票を停止することを申告した場合には、必要な措置を講じます。

・佐賀県遊技業協同組合における取組

「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」が相談に対応し、リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）や近隣の保健福祉事務所、精神保健福祉センターの紹介に努めます。特に医療機関の紹介を求められた場合は「依存症対策全国センター」のホームページを紹介するなどして情報提供を行います。

また、「自己申告・家族申告プログラム」（※５）の導入を促進し、その周知

に努めます。

② 相談支援従事者の育成

保健福祉事務所や市町、多重債務、貧困、暴力、虐待、自殺、犯罪等の関係機関を対象にギャンブル等依存症に関する研修を実施し、相談従事者の知識・技術の向上を図ります。また、GA・ギャマノン等の自助グループ等と連携し、効果的な研修に取り組みます。

（２） 医療提供体制の充実

・ギャンブル等依存症に対する適正な医療を提供できる医療機関として、独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センターを治療拠点機関として指定していますが、ギャンブル等依存症である者が適切な医療を受けることができるよう国の基準を踏まえて専門医療機関の選定を行い、医療体制の充実を推進します。

・治療拠点機関と連携して医療機関を対象とした研修会を実施し、依存症に対する情報発信を行うとともに、専門医療機関やその他の精神科医療機関、一般医療機関との連携を推進します。

・県民が相談や受診をしやすい環境づくりのため相談窓口や治療機関の情報を県のホームページ等により周知します。

３　再発予防

（Ｉ）回復・社会復帰支援

・ギャンブル等依存症が、早期の支援や適切な治療により回復可能であることを県民に周知し、ギャンブル等依存症に対する理解を促進します。

・各相談機関や地域の支援者とともに、ギャンブル等依存症の本人や家族が地域社会で孤立しないための支援を提供できるように情報を共有します。

・ギャンブル等依存症者の復職、就労について、職場に正しい理解や適切な支援が受けられるよう、労働関係部署との連携を行います。

・多重債務、貧困、暴力、虐待、自殺、犯罪等の問題を抱えた人でギャンブル依存症が疑われる場合には、佐賀県精神保健福祉センターや地域の関係機関が連携し、ギャンブル等依存症の本人や家族に対して、相談機関、医療機関や自助グループ紹介等により、適切な支援を受けることができるように努めます。

・（再掲）佐賀県精神保健福祉センターでは引き続きギャンブル等依存症の本人や家族からの相談に対応します。また、家族教室を開催し、本人・家族の回復を支援します。

医療機関や他の相談機関、GAやギャマノン等の自助グループ等と連携し、ギャンブル等依存症の本人や家族に対して適切な支援ができるように努めます。

・自助グループにおける取組

依存からの回復のためには、対象行為をしない生活を継続する必要があるため、苦しみや経験の分かち合いの場を提供することにより病気からの回復を促進します。

・回復施設における取組

各ステージに応じ、日常生活を取り戻す期間（ミーティング、ソーシャルスキルトレーニング等）、社会復帰に向けた期間（就労トレーニング、再発防止等）としてプログラム等の実施により社会復帰・再発防止の支援を行います。

（２） 自助グループ等民間団体の活動に対する支援

・ギャンブル等依存症の回復においては、自助グループ等の活動が重要な役割を担っているため、その役割を県ホームページ等で広く周知します。

・「依存症問題に取り組む民間団体支援補助金事業」を継続します。

・効果的な啓発及び相談、人材育成を行うにあたって、精神保健福祉センターや保健所等が自助グループ等の機能を活用するとともに、互いの機能を高めあいながら連携を図ります。

4　基盤整備

・「依存症対策協議会」によりその他の依存症とともに支援内容や課題を共有し、対策を講じるための協議を行います。

・発症予防、早期発見・進行予防、再発予防における具体的取り組みを通じて、ギャンブル等依存症対策にかかわる人材の育成を図ります。

5　その他

（１） ギャンブル等依存症により引き起こされる社会問題への取組

県においてギャンブル等依存症の相談を受けた際に多重債務、貧困、暴力、虐待、自殺等の可能性がある場合、それぞれの窓口と連携をとり、適切な支援や再発防止につなげます。

① 多重債務問題への取組（県・佐賀県弁護士会・佐賀県司法書士会における取組）

ギャンブル等依存症者は多重債務を抱える場合が多いことから以下の取組を行います。

・佐賀県消費生活の「安全安心対策会議」において多重債務対策の取組に関する情報を共有します。

・多重債務特別相談会を実施し相談に応じるとともに、ギャンブル等依存症に関する相談窓口の周知に努めます。

・多重債務の解決方法を含む啓発活動として出前講座の講師を派遣します。

② 貧困への取組

ギャンブル等依存症者は貧困問題を抱える場合が多いことから以下の取組を行います。

・生活困窮者の支援に従事する生活保護ケースワーカー及び自立支援相談員等がギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者に対し、その特性を踏まえた適切な支援ができるよう研修等を行います。

③ 暴力、虐待への取組

ギャンブル等依存症者はギャンブル等へののめり込みにより子への暴力や不適切な養育等の虐待のリスクが高まることから以下の取組を行います。

・児童相談所、市町の虐待相談窓口において、虐待の背景にあるギャンブル等依存症に関し、相談者等に対して適切な支援者に関する情報提供を行う等の取組を行います。

④ 自殺への取組

ギャンブル等依存症者はギャンブル等へののめりこみにより生じた問題が解決できなくなり、精神的に追い込まれ自殺に至る場合があるため以下の取組を行います。

・自殺予防に関する普及啓発や人材育成の事業を行う際等に機会をとらえ自殺の背景にギャンブル等依存症の可能性があることを関係者や一般県民に周知します。

（２）違法ギャンブルの取締り強化

・佐賀県警察本部における取組

違法な賭博店等に係る情報の収集に努めるとともに厳正な取締りを実施します。

第５章　推進体制等

１　関連施策との有機的な連携

本計画に基づく施策推進にあたっては、「佐賀県保健医療計画」、「佐賀県アルコール健康障害対策推進計画」、「佐賀県自殺対策推進計画」等に基づく施策と有機的な連携により取り組むこととします。

２　計画の進行管理と見直しの考え方及び計画の推進体制

本計画の策定後も、国の基本計画の動向を踏まえるとともに、学識経験者、医療、福祉、当事者・支援団体等の代表者で構成する「依存症対策協議会」における議論を踏まえ、必要な事項の協議や計画の達成状況の評価等を実施していくこととします。

【参考資料】

Ⅰ　ギャンブル等依存症の診断基準

ICD-10（※1）

F63.0　病的賭博

診断ガイドライン

本生涯の本質的な特徴は、持続的に繰り返される賭博であり、それは貧困になる、家族関係が損なわれる、そして個人的生活が崩壊するなどの、不利な社会的結果を招くにもかかわらず、持続し、しばしば増強する。

DSM－５（※２）

ギャンブル障害　診断基準

A. 臨床的に意味のある機能障害又は苦痛を引き起こすに至る持続的かつ反復性の問題賭博行動で、その人が過去 12 か月間に以下のうち４つ（またはそれ以上）を示している。

○興奮を得たいがために、掛け金の額を増やして賭博をする要求

○賭博をするのを中断したり、または中止したりすると落ち着かなくなる、またはいらだつ

○賭博するのを制限する、減らす、または中止するなどの努力を繰り返し成功しなかったことがある

○しばしば賭博に心を奪われている（例：過去の賭博体験を再体験すること、ハンディをつけること、または次の賭けの計画を立てること、賭博をするための金銭を得る方法を考えること、を絶えず考えている）

○苦痛の気分（例：無気力、罪悪感、不安、抑うつ）のときに、賭博をすることが多い

○賭博で金をすった後、別の日にそれを取り戻しに帰ってくることが多い（失った金を“深追いする”）

○賭博へののめりこみを隠すために、嘘をつく

○賭博のために、重要な人間関係、仕事、教育、または職業上の機会を危険にさらし、または失ったことがある

○賭博によって引き起こされた絶望的な経済状況を逃れるために、他人に金を出してくれるように頼む

B. その賭博行動は、躁病エピソードではうまく説明されない。

軽　度：４～５項目の基準に当てはまる
中等度：６～７項目の基準に当てはまる
重　度：８～９項目の基準に当てはまる

基準 A、B を両方同時に満たす場合「ギャンブル障害」と診断される。

２　ギャンブル依存症簡易スクリーニングテスト（SOGS）（※３）

質問		点数と回答	点数
１	ギャンブルに負けた時に、負けを取り戻そうと別の日にギャンブルをしますか？	０：しない ０：2回に１回はする １：たいていそうだ １：いつもそうだ	
２	ギャンブルで負けたときでも、勝っていると嘘を吐いたことがありますか？	０：ない １：半分はそうする １：たいていはそうする	
３	ギャンブルのためになにか問題を生じたことがありますか？	０：ない １：以前はあったが今はない １：ある	
４	自分がしようと思った以上にギャンブルにはまったことがありますか？	１：ある ０：ない	
５	ギャンブルのために人から非難を受けたことがありますか？	１：ある ０：ない	
６	自分のギャンブル癖やその結果生じた事柄に対して悪いなと感じたことがありますか？	１：ある ０：ない	
７	ギャンブルをやめようと思っても、不可能だと感じたことがありますか？	１：ある ０：ない	
８	ギャンブルの証拠になるような券などを家族の目に触れないよう隠したことがありますか？	１：ある ０：ない	
９	ギャンブルに使うお金に関して、家族と口論になったことがありますか？	１：ある ０：ない	
１０	借りたお金をギャンブルに使ってしまい、返せなくなったことがありますか？	１：ある ０：ない	
１１	ギャンブルのために仕事をさぼったことがありますか？	１：ある ０：ない	
１２	ギャンブルに使うお金をどのようにして作りますか？当てはまるものすべてをチェックしてください。	１：生活費を削って １：配偶者や両親の金から １：銀行から １：消費者金融から	

		Ｉ：定期貯金の解約 Ｉ：保険の解約 Ｉ：家財を売る Ｉ：その他	
		合　計	

※質問Ｉ２は該当する全ての項目の点数を合計

合計点	判定結果
5点以上	ギャンブル依存症疑い
３～４点	問題があるギャンブル

３　令和4年度以降の新学習指導要領（※４）

平成30年3月に公示された高等学校学習指導要領では、保健体育科科目保健の指導内容のひとつとして精神疾患を取り上げることになり、平成30年7月に公表された高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説（保健体育編・体育編、文部科学省）において、「アルコール、薬物等の物質への依存症に加えて、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする。」と記載され、精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症を含めた依存症について取り上げることになった。

４　自己申告・家族申告プログラム（※５）

パチンコ・パチスロへの依存問題に対する啓発・予防の取組として、のめりこみを抑制したいと考えている方をサポートすることを目的とした取組。

自己申告プログラムは自ら申し込む。入店制限のほか、一日の遊技使用金額・遊技時間、Ｉか月の来店回数の上限を設定し、その上限を超過した場合に申込者に告知する仕組み。

家族申告プログラムは、遊技者本人の同意の有無にかかわらず、家族からの申込により、依存問題を抱えていると思われる遊技者の入店制限をする仕組み。

5　相談窓口一覧

（1） 依存症相談窓口

【医療機関】

独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター
依存症相談室　☏ 0952-52-3231

【行政機関】

佐賀県精神保健福祉センター　☏ 0952-73-5060
佐賀中部保健福祉事務所　☏ 0952-30-1691
鳥栖保健福祉事務所　☏ 0942-83-3579
唐津保健福祉事務所　☏ 0955-73-4187
伊万里保健福祉事務所　☏ 0955-23-2101
杵藤保健福祉事務所　☏ 0954-22-2105

【公営競技・遊技団体】

公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター
（連絡先）☏ 0120－321-153（予約専用電話）
HP http://www.koueikyogi.jp/addiction/gcc.html

リカバリーサポート・ネットワーク（ぱちんこ等への依存問題の相談）
（連絡先）☏ 050-3541-6420
HP http://rsn-sakura.jp/

（2） 消費生活・多重債務相談窓口

福岡財務支局（多重債務相談窓口）　☏ 092-411-7291
佐賀県消費生活センター　☏ 0952-24-0999
消費者ホットライン　☏ 188
※お近くの市町相談窓口をご案内します。
（公財）日本クレジットカウンセリング協会　☏ 0570-031640
法テラス・サポートダイヤル　☏ 0570-078374
法テラス佐賀　☏ 050-3383-5510
佐賀県弁護士会　☏ 0952-24-3411
「消費者問題専門（クレジット・サラ金含む）」
佐賀県司法書士会　☏ 0952-29-0635

（3） 法律相談窓口

法テラス佐賀　☏ 050-3383-5510
佐賀県弁護士会　☏ 0952-24-3411
佐賀県司法書士会　☏ 0952-29-0635

6　自助グループ等一覧

（１） GA(ギャンブラーズ・アノニマス)

ギャンブル等依存からの回復を目指す人が集まる自助グループ

- GA佐賀
- GA唐津
- GA武雄

（連絡先）　GA日本インフォメーションセンター

〒242-0017　神奈川県大和市大和東3-14-6　KNハウス101

FAX　050-3737-8704

メール　gajapan@rj9.so-net.ne.jp

HP　http://www.gajapan.jp/

（２） GAM-ANON（ギャマノン）

ギャンブル問題の影響を受けた家族・友人のための自助グループ

・ギャマノン佐賀グループ

・さが・ひまわりグループ

・唐津グループ

・武雄・大楠グループ

（連絡先）一般社団法人ギャマノン日本サービスオフィス

URL　http://www.gam-anon.jp/

（３） 全国ギャンブル依存症家族の会　佐賀

ギャンブル依存症に悩む家族が、連帯して問題解決を図るための活動を行う

（連絡先）NPO 法人全国ギャンブル依存症家族の会

URL　http://www.gdfam.org/

7　リハビリ施設

・一般社団法人６５６　COBYPLAN　☏0952-27-4755

８　佐賀県ギャンブル等依存症推進計画策定委員会設置要綱

佐賀県ギャンブル等依存症対策推進計画策定検討委員会設置要綱

１ 目的

ギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号）第 13 条 1 項に規定する計画となる佐賀県ギャンブル等依存症対策推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に当たり、その内容を検討するため、佐賀県ギャンブル等依存症対策推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

２　実施主体

佐賀県障害福祉課

３　開催時期

令和３年度中

４　検討事項

推進計画を策定するため、必要な検討を行うものとする。

５　構成委員

委員会は別表に掲げる委員をもって構成する。

委員会に会長を置き、会長は委員会において委員から選出する。

会長が不在のとき、又は会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

６　補則

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

（別表）　　検討委員

分　　類	所　　属	職　名	氏　名
医療	佐賀県医師会	副会長	森永　幸二
〃	佐賀県精神科病院協会	会長	中川　龍治
〃	佐賀精神科診療所協会	医師	山田　幸子
〃	NHO 肥前精神医療センター	精神科医長	武藤　岳夫
当事者・家族	GA		マコさん
〃	全国ギャンブル依存症家族の会佐賀	代表	池田　文子
回復施設	一般社団法人６５６	代表	山田　義則
法的支援	佐賀県弁護士会	弁護士	西田　裕太朗（～R4.2） 吉丸　雄輝　（R4.3～）
〃	佐賀県司法書士会	企画部長	田代　宏章
運営者	佐賀県競馬組合	管理課長	毛利　裕人
〃	武雄市営業部競輪事業所	所長	原　和彦
〃	唐津市ボートレース企業局	企画宣伝課長	中村　章郎
〃	佐賀県遊技業協同組合	専務理事	牧瀬　義昭
教育	佐賀大学学生支援室	副室長	中島　俊思
警察関係	警察本部生活安全企画課	課長	勝屋　弘善
行　　政	健康福祉部	医療統括監	野田　広
〃	健康福祉部（副部長）	副部長	古賀　千加子
〃	佐賀県保健所長会	保健所長	古賀　義孝
〃	佐賀県精神保健福祉センター	所長	永田　貴子
〃	くらしの安全安心課	課長	大川内　康
〃	教育庁　保健体育課	指導主幹	山下　哲司
〃	障害福祉課	課長	陣内　清